

議 事 録

平成 2 3 年第 2 回定例会

[最終日]

平成 2 3 年 6 月 3 0 日 (木)

開 議	
議 長	本日の出席議員は、16人です。 定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。 (14:00)
議 長	こども課長から発言の申し出がありますので、これを許可します。 こども課長
こども課長	第1日目に提案しておりました議案書に誤りがございましたので、ここで訂正させていただきます。 議案書の31ページをお願いします。 31ページの、改正案の附属機関の名称のところでございます。 「筑前町青少年就労支援教室運営委員会」となっておりますが、この「就労」が外れて、「筑前町青少年支援教室運営委員会」でございます。訂正させていただきます。
日程第1	
議 長	日程第1 議案第28号「筑前町附属機関に関する条例並びに筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第28号「筑前町附属機関に関する条例並びに筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第28号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第28号「筑前町附属機関に関する条例並びに筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第2	
議 長	日程第2 議案第29号「筑前町税条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 13番 河内直子議員
13 番	確認が1点と、質問が1点あります。 全協のときに、この大震災に係わるところの法律は6年間できると、私はメモしているんですが、本会議で5年間という説明があったと思います。その確認、どちらかということの確認が1点と。 対象者はいらっしゃるという説明だったと思うんですが、現在、東日本の被災地から筑前町に居住されている方で、対象になる方はいらっしゃるのか、お尋ねいたします。
議 長	税務課長
税務課長	お答えいたします。 最初の質問でございますけれども、繰越の損失の関係だと思いますけれども、この6

	年と申し上げましたのは、当年繰越損失をするのが1年ございます。そして、それでもまだ繰り越す額がある場合は、最大それから5年できると。通算が6年ということになります。 それから、転入者の関係でございますが、転入者につきましては、この税の賦課というのが、1月1日現在で賦課をいたしますので、転入されました場合には、そういったもちろん転入されましても該当する場合は、そういった損失のある方、あるいは住宅取得控除が、まだ残存がある方、そういった方が転入された場合は、来年度以降に対象者が出てくるということになります。以上でございます。
議 長	他にございませんか。 これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第29号「筑前町税条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第29号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第29号「筑前町税条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第3	
議 長	日程第3 議案第30号「平成23年度筑前町一般会計補正予算(第1号)について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 15番 矢野勉議員
15 番	7ページですけど、一番上から2番目の東日本大震災被災者支援事業補助金の関係ですけど、私も当然これ、賛成なんですけれども、対象者、それから補助金交付要綱、それと当然これの分については、特別交付税の対象になるというふうに思っていますけど、この3点について、お尋ねをしたいと思います。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 まず、ホームステイで一応4名ということで90日ということで、試算をいたしております。 1日500円ということでですね、500円掛け4人掛け90日ということで180千円と。 それともう1点は、受け入れ者が所有アパートに入居された場合ですね、アパート提供者に対しまして1日1千円の2世帯で180日という試算をいたしております。 当然、これは交付要綱を作っております。おそらく交付税の対象になろうかというふうに思っております。以上です。
議 長	15番 矢野勉議員
15 番	現在の対象者は何人おられるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 現在はおられないんですが、今までの実績といたしまして、稲永病院のアパートですかね、あちらを借りておられました。その方が1日1千円という形で、一応お支払いをいたしております。

	今現在は、1世帯2名ですね、福島県のほうから転入されておりますけれども、この方につきましては、うちのほうで手配をいたしました、夜須高原自然の家の宿舎、こちらが空いておりますので、国の施設ということで、こちらのほうに一応入居していただいております。だから、一応、費用は発生しないというふうな状況でございます。以上です。
議 長	他に。 13番 河内直子議員
13 番	同じ7ページです。 22目平和記念館費、これは、県の緊急雇用支援で、労働費補助金で出ている分の一部というか大部分だと思うんですが、次のページの9ページの2目事務局費、ALT費用弁償50千円、これは、旅費で支出されているんですが、労働費補助金として入った分を、旅費の節で支出してよろしいものかどうか、お尋ねします。
議 長	財政課長
財政課長	私のほうから、9ページの9款1項2目の事務局費のALTの費用弁償でございますけれども。 これは、ALTの費用全体が補助対象になりますので、たまたま費用弁償改定で増額になった分も対象になるということで、ここで支出をする、直接雇用でございます。以上です。
議 長	8番 久保大六議員
8 番	7ページ、2款2項の納税推進費の中で、嘱託職員報酬1、429千円ございます。別紙の中で、病気休暇の代替職員とありますが、今回メンタル相談委託料として206千円発生しております。 学校におきましては、メンタル的な病気の関係で退職とか休職とかですね、数多く発生しておるようでございますけど、これは、プライベートな問題かもしれませんが、どのような病気でお休みになっているのか、説明できる範囲で結構です。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 病名についてはうつ病ということでですね、長期にわたるというようなことで、私のほうと保健師と毎月協議をしながらですね、また、担当医のところにも、つい一月にもなりませんけど、行ってですね、状況を一応確かめてまいりました。 そうすると、どうしても短期では治らないと。1年近くかかるというふうなですね、診断医の判断でございましたので、どうしてもその課については負担をかけておるといふようなことで、このような予算措置をお願いしたという状況でございます。以上です。
議 長	8番 久保大六議員
8 番	せっかくこういうメンタル相談医がおられるということでございますので、そういう大きな病気になる前にですね、しっかりと職員さんの精神的な面もケアをしてもらいたい。 結果的には大切な税金、これが、給料がダブっての支払いになるということになりますので、しっかりとした指導、教育をお願いしたいと思います。 それともう1点お願いします。 9ページになります。1項4目の防災費4、125千円、補足説明では、職員の防災服と備蓄品の整備ということでございます。これは、東日本大震災の結果ですね、その後の対応、対策としての補正と思いますが、内容の内訳をお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。
議 長	環境防災課長

環境防災課長	私のほうからお答えいたします。 内訳でございますけれども、防災服それからヘルメット等の対応品でございます。こちらが上着ですと193着、ズボンですと62着というふうなところ、それからあとヘルメット等が50個ということで、1,928千円ですね、大まかで言いますと。 それから毛布、それから避難所を区切るマジックパネルと申しますが、6畳の10部屋分できる部分、これ10セットでございまして、この2つの合計で1,607千円でございます。 それから、あとはレトルト食品でありましたり水ということで492千円、それとあとは紙おむつ、生理用品、ラジオ等の避難所に置く分ということで、98千円程度、合計の4,125千円でございます。以上です。
議 長	他に。 13番 河内直子議員
13 番	8ページです。 8ページの6目そったく基金事業、健康づくり推進モデル地区事業補助金ですが、5地区という説明だったと思います。 予算資料の中で、4つの団体が申請しているとありますが、あと1つはどこなんでしょう。 それと、予算資料に上げてある南部コミュニティ、二区、四三嶋区、中牟田町区の3月1日現在の世帯数をお願いします。
議 長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 当初申請時にですね、5地区ほどの申し込みはあったんですけども、協議中の部分とかですね、そういうのがございまして、ここに上げている分については、4地区分で上げさせていただいております。 人口がですね、ちょっと資料を持って来てないんですけども、一応ここに上げておる数字としましては、申請額的には限度額を設定しておりますけど、限度額まで届いてない区とかもございまして。 ただ、最初のことで、いろんな変更等があるかなというようなことで、限度額で予算を上げさせていただいております。 ちなみに限度額としましてですね、1行政区当たり100千円、複数の区がされる場合につきましては、その行政区の増える分につきまして50千円、それと3月31日現在の世帯数に300円を掛けたものというようなことで算出をいたしております。
議 長	13番 河内直子議員
13 番	ということは、世帯数のほうは、この計算でいくと2,037世帯分になるんじゃないかなと思うんですが。 南部コミュニティは行政区が5地区あるので、南部コミュニティに対しては300千円の補助金が行くと、世帯数別にしてですね、行くと考えてよろしいんですか。
議 長	健康課長
健康課長	1地区100千円とプラスの4地区ですので、50千円掛け4で200千円、300千円ということになります。以上です。
議 長	他にございませんか。
15 番	15番 矢野勉議員 8ページの関係なんですけど、8ページと、それと9ページなんですけど、説明書きの中にですね、例えば5款の7目のそったく基金事業という中で、事業費で印刷製本費と書いてありますけど、中身を具体的にやはり書いていただかないと、これでは

	何なのか全く分からないですね。 特産品のPRという、そのものをPRするための印刷代だとは思いますが、そういうことで、ここに何かカッコ書きで書くとかですね、事業を書くとか何かしないと、これじゃ全く分からない。 それと、9番目の、先ほど質問が久保議員からありましたように、防災の需用費で消耗品4,000千円という、中身をやっぱり書いてもらわないと。金額が大きいしですね、その内容の説明はあったかも分かりませんが、はっきり書いて、予算書を見ても分かるというような内容で、ぜひお願いをしたいと思います。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 予算書の説明書きについてですね、消耗品、印刷製本、修繕、そういうものは、その系列の記載要領しかございませんので、こういう記載になっておりますけれども。 そのために付属資料ですね、どういうものをするということで、全員協議会で少し中身まで言葉で触れて示しておりますので、そのことでご理解をいただきたいと思いますが。 大きい場合についてはですね、もう少し書いてもいいと思いますけれども、ここに書きますと非常なページ数になるし、当初予算のときには膨大な資料になると思うんですよ。 記載用自体は、特に需用費の中はですね、消耗品、印刷製本費、光熱水費という、もうそれしか説明のしようがないからですね、事業ごとに書けば、それは事業ごとにずっと相当数のボリュームになりますので、ちょっときついのかなというふうに考えております。
議 長	15番 矢野勉議員
15 番	一般の方ですね、例えば予算書を見て、全く分からないんですね。 説明を別紙にやられて、6月補正の予算資料と書いてありますけど、それは、我々議員しか見てないですね。一般の人にも分かるようにですね、やっぱり書くべきだと思うんですね。 それは大きいじゃないですか、400万という消耗品という、簡単に書いて、補正なんですね。 当初まですべて書けとは言いませんけど、こういう補正の場合はやはり書いてですね、新たに出すわけですから、当然書くべきだと、私は思いますけど、もう1回、答弁をお願いいたします。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 住民にお知らせをする際に、当然、広報等に記載をしますもので、そういう中では少し細かに書くようなことをですね、研究してまいりたいと思います。 当然、これは、即広報等に、補正予算の概要等は当然出しますので、そういうことをしたいと思います。 確かに議員の皆さんは、こういう説明資料でお分かりになると思いますけれども、新たなその部分については、極力そういうことが分かるようですね、住民の皆さんに分かるようなところで、周知をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。
議 長	15番 矢野勉議員
15 番	ちょっと意味が分からないので、もう1回、言ってください。 どういうふうに、この問題、今、私が言ったことについてどうするのか。 書かないのか、具体的に広報でしか知らせないのか、広報をどういうふうにするのか。

	か。この問題について、説明をもう1回お願いします。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 予算書には基本的な準則等もございまして、記載要領はこうになっておりますので、予算書については、今までどおりにしていきたいと思います。 極力、今ありますように、金額が大きいようなもの、あるいは補正で出てきたものについては、内容が分かるように、住民に公表していきたいと思います。以上でございます。
議 長	10番 梅田美代子議員
10番	3点、お尋ねをいたします。 まず、先ほどのそったく基金事業、健康づくり推進モデル事業ですが、8ページ。これでですね、今、4団体、行政区から申請が出されているということなんですが、当然、それに基づいて、事業計画書の提出が求められているのではないかと思います。どういったことを各行政区、申請されている行政区が計画をなされているのか、お尋ねをいたします。
議 長	健康課長
健康課長	4地区、まず南部コミュニティ、それから二区、それから中牟田町区、四三嶋区というように上がっております。 申請書については、ちょっとヒアリングをさせていただいておりますけど、大まかな資料しか持って来ておりませんけれども。 南部コミュニティにおいては、メインがですね、体操教室をメインにやりたいというように、あと必須で私どもがお願いしている部分、健康講話であったり、料理教室であったりとかですね、そういう部分については全地区入れてもらっているんですけども、メインとして健康体操をやりたいと。 二区につきましては、グラウンドゴルフとかを、全年齢でやるような大会とか、そういうものをしていきたいというようにございます。 中牟田町区につきましては、野菜作りを中心として、町の活性化と言いますか、地区の活性化、祭りあたりと合せてですね、やっていきたいというようにございます。 四三嶋地区については、1度申請がありましてですね、ちょっと今、揺らぎよるといようなことが、この前申し出があったんですけども、当初の計画としましては、ウォーキングであったりとかですね、そういうものを中心にやりたいということで、申請が上がっております。以上です。
議 長	10番 梅田美代子議員
10番	そったく基金からの事業ということで、これがやはり効果を上げていただかないといけないわけですので、様々にいろいろ知恵を出して計画書を作っておりますけれども。 今後ですね、やはりこの検証ということは必要だと思いますので、この点、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。 それから、商工会からの依頼ということになると思うんですが、このプレミアム付商品券の補助事業というのが、これまでもありまして、やはり町の活性化等を考えたときに、これは必要な事業であるということで思っておりますが、これまで実施された中で、町、商工会にとっての経済効果、そういったものはどうだったのか、お尋ねいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。

	昨年度の実績でございますけれども、100%完売をいたしまして、換金が99.8%の換金であったということで、地域の消費拡大それから地域商業の活性化に繋がったというふうに思っております。
議 長	10番 梅田美代子議員
10番	次に、三並小学校でICT活用教育研究事業ということで、デジタル教科書を購入して研究にあたられるということですが、デジタル教科書、これ教科があると思うんです。国語、算数とかですね。 そういった中で、全教科を導入されるものなのか、まず、そこをお尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 まず、三並小学校におきましては、国語科を中心に研究を進めるということにしておりまして、今回補正をお願いしておりますのは、国語の3年、4年と、5年、6年につきましては、また別の予算で購入いたしますので、3年、4年の分の2学年分の予算を、今回お願いをいたしております。以上です。
議 長	10番 梅田美代子議員
10番	3年、4年分だけという説明でございましたが、じゃあ、5年、6年、別の予算ということは、どういうことになるのでしょうか。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 年度当初におきましては、当初予算で1年、2年の国語のデジタル教科書を、予算措置をしております。 もう1つ研究助成ということで、300千円補助をするようにしておりますが、それでも足らないと。足らないというか、それで5年、6年を措置をするということですが、学校としては全学年統一して、1年から6年まで国語科については、デジタル教科書を使いながら、ICT化を図っていききたいということで、今回区分けはしておりますけれども、3年、4年のデジタル教科書を購入する予算を、お願いをしております。
議 長	10番 梅田美代子議員
10番	国語科からのスタートということですが、やはりこのデジタル教科書というのは、子どもたちにとっても音声とか視覚とか、そういうことで訴えるということで、効果は出ているというふうなことも聞いております。 そういったことで、できれば今後全教科という形で進められていくんだろーとは思いますが、しっかりこの成果を上げていただきたいと思ひますし、何か聞くところによりますと、確か2015年ぐらいには、端末を子ども1人に普及させて、このデジタル教科書を導入していくというふうな方向性もあるようでございますので、本当にこのICT活用研究事業ということで、三並小学校が先進的に取り組まれていることはたいへんすばらしいと思ひますので、本当にこれが効果あるものにぜひ、していただきたいと思ひます。以上です。
議 長	15番 矢野勉議員
15番	何回でも申し上げてあれなんですけど。 9ページの教育費の中の旅費、説明書きのところにALT費用弁償という書き方があります。 本来ならば、先ほど課長が言われた、費用弁償だけでいいんですね、あなたの話では。しかし、ALTと書いてあるんですね、ここに。 そういう書き方と、私が聞いているのはそこなんですね。分かるように書いてほしいということですから、なぜここだけALTと書かれたんですか。

議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 統一的になるように整理をしてみたいと思います。
議 長	15番 矢野勉議員
15番	今のはどういう意味なんですか、費用弁償しか書かないということなんですか。
議 長	財政課長
財政課長	はい、そのようにしてみたいと思います。
議 長	他にございませんか。 5番 石丸時次郎議員
5番	すみません。私、時次郎で、たいへんアナログなものですから、ちょっとお聞きしたいんですが。 デジタル教科書というのは、具体的にどういうものなのか、説明をお願いします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 基本的には、パソコンソフトという形でございます。現物自体はですね。 教科書自体は冊子になっておりますけれども、このデジタル教科書というのはパソコンを通じて、例えば電子黒板とか50インチのテレビに映し出すデジタル教科書というか、そういう呼び方になっております。 これがですね、教科書よりも大きく映し出して分かりやすい授業を実現する。クリック1つで本文や挿絵の拡大が可能、ワークシート作りを簡単にすることができる。例えば漢字の一文字を大きく映し出すことができる。また、動画にもなるということで、動画でさらに理解を深める。 それから、リンクして物語を展開していくというようなことで、ICTの推進上、デジタル教科書は非常に有効であるという現実があるということでございます。よろしいでしょうか。
議 長	5番 石丸時次郎議員
5番	さっぱり説明は分かりませんが、要するに便利だということですね、簡単に言ったら。 私は何も便利なものを否定するつもりはないんですが、しっかり教育の中で押さえておかないかんのは、何か知らん、時代がそうだからという、いわゆる現状追認と言いますか、現実がこうだからということは、ちょっと教育関係ではですね、ちょっと考えとかないかんと思うんですね。 デジタル教科書もそうでしょうけど、今、いろいろ出ておりますね。例えば漢字を調べるにおいても、ポンポンとボタンを押せばどんな漢字でも出てくると。 私は非常にカラオケが好きなんですが、プロ級と言われるぐらいまいんですが、ですからしょっちゅう行っております。 最近、カラオケ歌うときにテレビに歌詞が出るんですよ。私はもう、以前やったらラジオとか、そういうのしかありませんでしたから、3番まで完全に覚えておりました。それも100曲以上、完全に覚えとったんですよ。 ところが、最近のカラオケというのは全部歌詞が出ますもんですから、どうしてもそれに頼るから、最初の1番目でも覚えきらないんですよ。 そういうことがね、便利なものというのは、実は大切なものと引き換えにしかできていきよらんというのをね、これは、教育関係だけじゃなくて原子力でもそうですが。 今回、あれだけの犠牲者を出して初めて、本当に原子力というのが何なのかというのを、我々がもう1回問い直されたわけだけれども。 特に、いろいろ教育設備をやっていただくのは結構だと思うんですが、その反面に、

	そういう大切なものを失っていくということは、常に教育関係者の方がもっとかんと、たいへんなことになるんじゃないかなと思うんですね。 今の子どもたちというのは、辞書を引くのが非常にめんどくさいということで、なかなか引かないと思います。 それは子どもたちの責任じゃなくて、そういう便利なものを、そういう落とし穴があったり、こういう大切なものと引き換えにできとるんよということを、ちゃんと説明した上で使わせよるんじゃないくて、便利だから使いなさいということがほとんどだろうと思うんですよ。 そういう危険性があるということを、私は訴えたいから、デジタル教科書とはどういうものですかということを聞いたんですが。 そこら辺をしっかりと注意しておってほしいと思います。以上です。
議 長	教育長
教 育 長	お答えいたします。 使いやすさに走ることなく、今度のデジタル教材等はですね、子どもたちの思考をより深める、あるいは知識をより定着化させると。それで活用するということでございますので、今、議員ご指摘のようなことに立ち至らないように、しっかり配慮しながら指導に努めていきたいと、そのように考えております。
議 長	他にございませんか。 これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第30号「平成23年度筑前町一般会計補正予算（第1号）について」を、採決します。 議案第30号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第30号「平成23年度筑前町一般会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。
日程第4	
議 長	日程第4 議案第31号「平成23年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第31号「平成23年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を、採決します。 議案第31号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第31号「平成23年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。
日程第5	

議 長	日程第5 発議第2号「議員派遣の件について」を、議題とします。 筑前町議会会議規則第119条の規定により、お手元にお配りしておりますように、議員を派遣したいと思います。 お諮りします。 議員派遣の件については、決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、発議第2号「議員派遣の件について」は、お手元にお配りしたとおり、派遣することに決定いたしました。
日程第6	
議 長	日程第6 請願第2号「少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充にかかわる意見書の提出を求める請願書」を、議題とします。 お諮りします。 請願第2号については、会議規則第90条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 請願第2号については、委員会の付託を省略することに決定しました。 本件についての趣旨説明を求めます。 12番 内堀靖子議員
12番	最初にお断りを申し上げます。 議員の皆様方には、資料の綴じが5ページと6ページ逆になっているということでお知らせをいたしておりましたけれども、執行部の方におかれましても、そのところをご了承願いたいというふうに思っております。 それでは、請願を申し上げます。 「少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充にかかわる意見書の提出を求める請願書」 (請願書朗読説明)
議 長	趣旨説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、請願第2号「少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充にかかわる意見書の提出を求める請願書」を、採決します。 請願第2号は、採決することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、請願第2号「少人数学級推進義務教育費国庫負担制度拡充にかかわる意見書の提出を求める請願書」は、採決することに決定しました。 ただ今、採決しました請願第2号は、お手元にお配りした請願書記載のとおり、意見書を関係行政庁へ提出したいと思います。 これに、ご異議ございませんか。

	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、請願第2号については、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ意見書を提出します。
日程第7	
議 長	日程第7 「議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件」を、議題とします。 議会運営委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元にお配りした「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。
日程第8	
議 長	日程第8 「常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を、議題とします。 各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第73条の規定によって、お手元にお配りした「所管事務の調査事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。
閉 会	
議 長	これで、本日の会議は、全部終了いたしました。 町長
町 長	6月定例会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。 今回提案いたしました議案すべてに慎重審議のうえ可決いただきました。ありがとうございました。 また、一般質問での回答しました事項につきましては、改めて庁議等で検討し、でき得るものから施策として実施していきたいと思っております。 今回は、一般質問におきまして、すべての議員が冒頭に、東日本の復旧、復興についての思いを述べられました。このことが多くの町民の思いの表れでもありますし、被災者の言動にも心打たれますが、私は筑前町民の心のすばらしさを改めて感じた次第でもあります。 本日早朝、下曽根田区で建物火災が発生いたしました。被災者には心からお見舞いを申し上げるところでございますけれども、午前5時台という時間帯にもかかわらず、消防の全分団から105名が出動し、6時19分までの鎮火まで、各分団が連携いたしまして消火活動を行ってくれました。 甲斐ありまして、人的な被害もなく、また、延焼を防止できました。消防署、消防団の訓練された消火活動を改めて感謝し、住民を代表してお礼を述べてきたところでございます。

	私は、今回の出動の団員数を見ても、町民の一体感、また、合併効果を感じたところでございます。 また話は変わりますが、栗野議員が所属しておられます栗田区の大豆生産組合が全国表彰、農林水産大臣賞を受賞されました。食のまちづくりとして喜ばしいことでもございます。みんなで喜びたいと思います。 このように、喜びも悲しみも筑前町のこの議会から発信していくものでございます。本議会の決定事項の執行につきましても、一層のご指導、ご協力をお願いいたしまして、あいさつといたします。ありがとうございました。
議 長	町長からのあいさつが終わりました。 会議を閉じます。 平成23年第2回筑前町議会定例会を閉会します。 4日間、どうもお疲れ様でございました。 (14:51)
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。 議 長 宮原 均 3 番 議 員 栗野光雄 4 番 議 員 田中政浩